

## 第3節 「仕事と生活の調和」実現度指標の動向

☆5つの個人の実現度指標のうち、「仕事・働き方」分野は、「収入面での生活の自立が可能か」や「多様な主体が希望に応じて働けるか」といった面で前年よりも状況が悪化したことから、2009年には数年続いた改善傾向が足踏み。一方、「地域・社会活動」分野は、2001年以降低下。

☆3つの社会の実現度のうち、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」は、改善傾向に足踏みが見られ、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」は引き続き改善。

☆環境整備指標は、保育サービスの提供等の増加を反映して上昇してきたが、就労による経済的自立可能性の低下から2008年には低下。

※データ公表時期の関係で、必ずしも最新の状況が反映されているというわけではないことに留意が必要。

### (1) 「仕事と生活の調和」実現度指標の概要

「行動指針」では、数値目標の設定や「仕事と生活の調和」実現度指標の活用により、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図ることとしています。実現度指標は行動指針でその「在り方」が示され、それに基づいて作成されています。

「仕事と生活の調和」実現度指標とは、以下の3つの状況の進展度合いを測定するものです。

- ①我が国の社会全体でみた個人の暮らし全般に渡る仕事と生活の調和の実現状況（＝個人の実現度指標）
- ②「憲章」及び「行動指針」で示された仕事と生活の調和が実現した3つの社会の実現状況（＝個人の実現度指標をもとに測定）
- ③個人が様々な活動を選択することができるような官民の取組による環境の整備状況（＝環境整備指標）

また、働く人のみならず、無業者、高齢者を含めた多様な人々を対象に、我が国の社会全体でみた仕事と生活の調和の実現度を数量的に測り、評価・分析することにより、仕事と生活の調和実現の阻害要因や、取り組むべき政策及び政策の優先度の把握に資することを目的としています。

「仕事と生活の調和」実現度指標の体系は次のとおりとなっています。

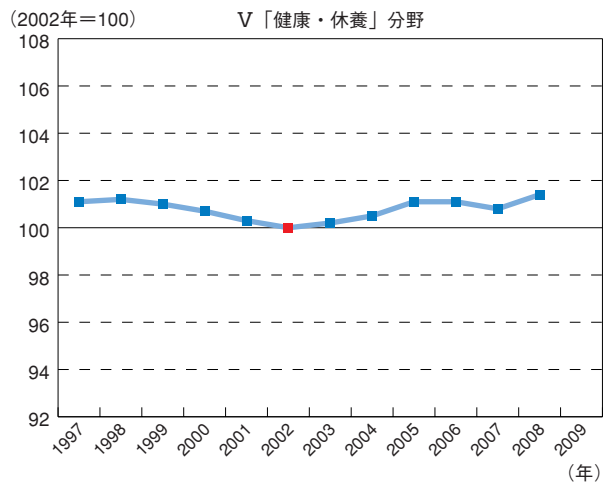
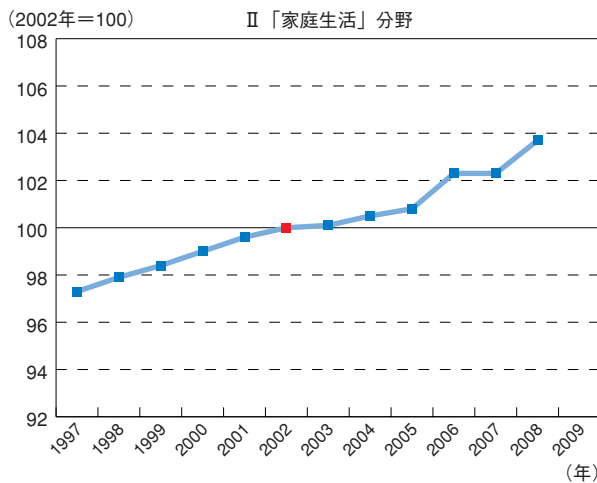
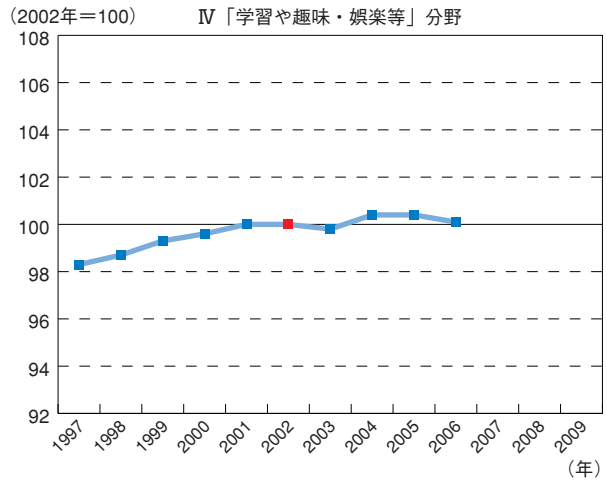
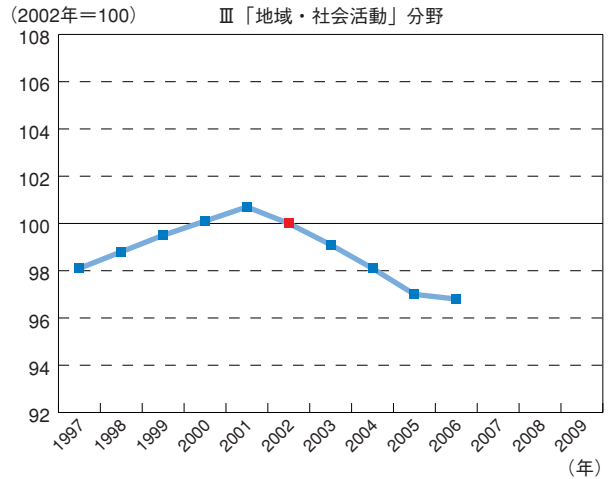
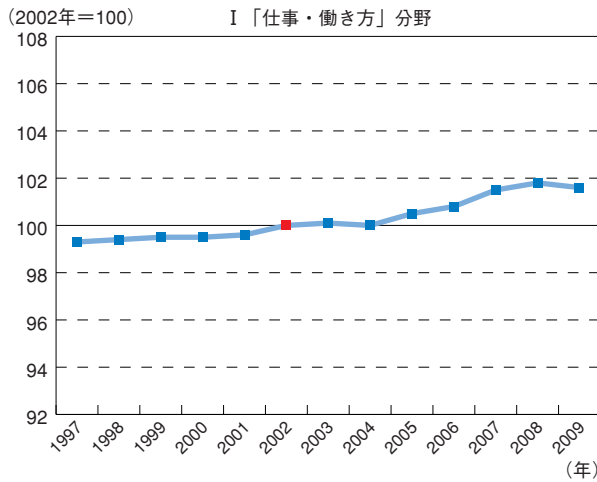
- 「個人の実現度指標」と「環境整備指標」の二つの指標から構成。
- 個人の実現度指標は、「Ⅰ. 仕事・働き方」、「Ⅱ. 家庭生活」、「Ⅲ. 地域・社会活動」、「Ⅳ. 学習や趣味・娯楽等」、「Ⅴ. 健康・休養」の5分野から構成。
- 個人の実現度指標のうち「Ⅰ. 仕事・働き方」分野から、「憲章」及び「行動指針」で示された仕事と生活の調和が実現した3つの社会の実現度を算出。
- 環境整備指標は、分野を設けず一つの指標として算出。
- 両指標とも2002年を基準年として算出されており、指数の上昇は、仕事と生活の調和が進展していることを、また、指数の低下は後退していることを示す。

## (2) 個人の実現度指標の推移

個人の実現度指標について、5分野ごとに1997年以降の推移をみると次のとおりです。（Ⅰ分野は2009年、ⅡⅤ分野は2008年、ⅢⅣ分野は2006年まで）

Ⅰ「仕事・働き方」分野は、収入面での生活の自立が可能か、多様な主体が希望に応じて働けるか、といった面で前年よりも状況が悪化したことから、2009年には数年続いた改善傾向に足踏みがみられます。Ⅱ「家庭生活」分野は、男女の家事・育児等への関わりが増加していることなどから、引き続き改善しています。Ⅲ「地域・社会活動」分野は、交際・つきあいが希薄になっていることを反映してこのところ低下しています。Ⅳ「学習や趣味・娯楽等」分野は概ね横ばいで推移しています。Ⅴ「健康・休養」分野は、概ね横ばいで推移していますが、休養のための時間が取れている人が増加していることなどから、直近では改善しています。

【図表 3-3-1 個人の実現度指標】



(注1) 上記指標は、2002年を基準年として指数化したものであり（2002年=100）、各分野の各年の水準は、当該分野の基準年と比較した相対的な状況を示している。

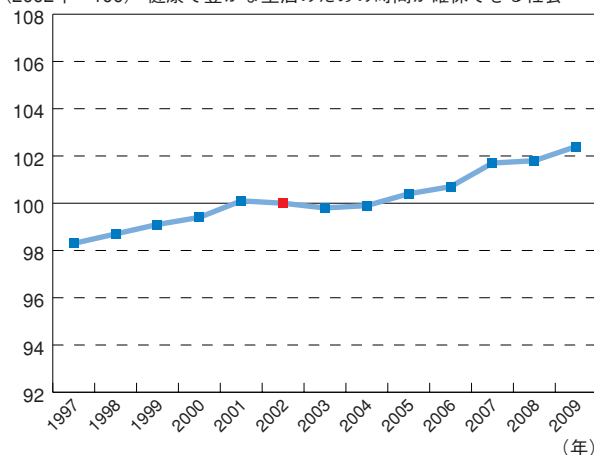
(注2) 指数の上昇（低下）は、各分野における仕事と生活の調和が進展（後退）していることを意味する。

(注3) 実現度指標の更新方法については、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴ分野は毎年更新し、Ⅲ、Ⅳ分野は総務省「社会生活基本調査」の公表に併せて更新する。ただし、Ⅱ、Ⅴ分野は2008年まで更新している。

### (3) 3つの社会の実現度の推移

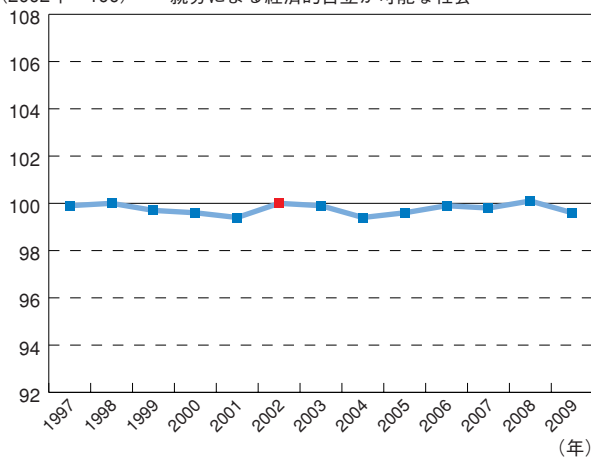
3つの社会の実現度の推移を、1997年から2009年までについてみると、「就労による経済的自立が可能な社会」は概ね横ばいで推移してきましたが、直近では収入面で自立する機会が低下したことから、低下しています。一方、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」は上昇しています。「多様な働き方・生き方が選択できる社会」については、改善傾向に足跡がみられます。

(2002年=100) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

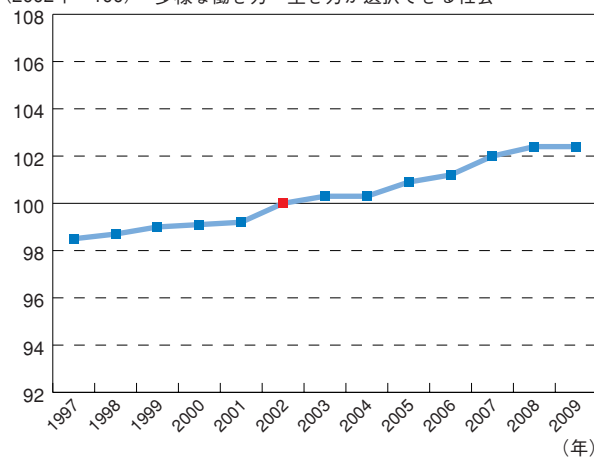


【図表 3-3-2 3つの社会の実現度】

(2002年=100) 就労による経済的自立が可能な社会



(2002年=100) 多様な働き方・生き方が選択できる社会



(注1) 上記指標は、2002年を基準年として指数化したものであり(2002年=100)、各社会の姿の各年の水準は、当該社会の姿の基準年と比較した相対的な状況を示している。

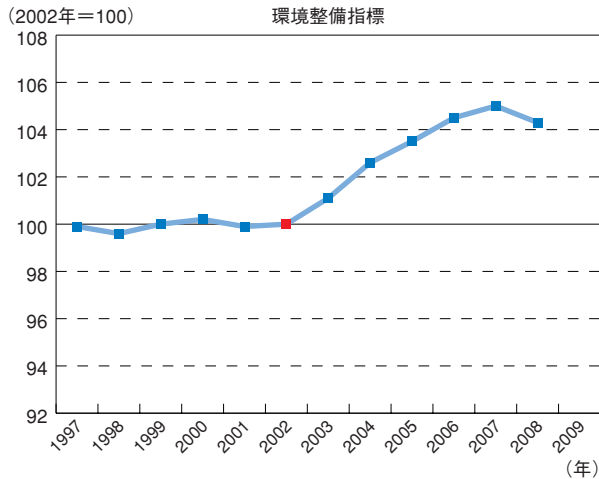
(注2) 指数の上昇(低下)は、各社会の姿の実現度が進展(後退)していることを意味する。

(注3) 3つの社会の実現度は、①「I 仕事・働き方」分野の構成要素から算出されており、行動指針に記載されている数値目標全てを含んでいないこと、②数値目標以外の構成要素も含めて算出していること、に留意する必要がある。

#### (4) 環境整備指標の推移

環境整備指標の推移を、1997年から2008年までについてみると、地域における保育サービスの提供等の増加を反映して近年上昇してきましたが、直近では、就労による経済的自立が可能な社会に関する数値の低下から、指標も低下に転じました。

【図表 3-3-3 環境整備指標】



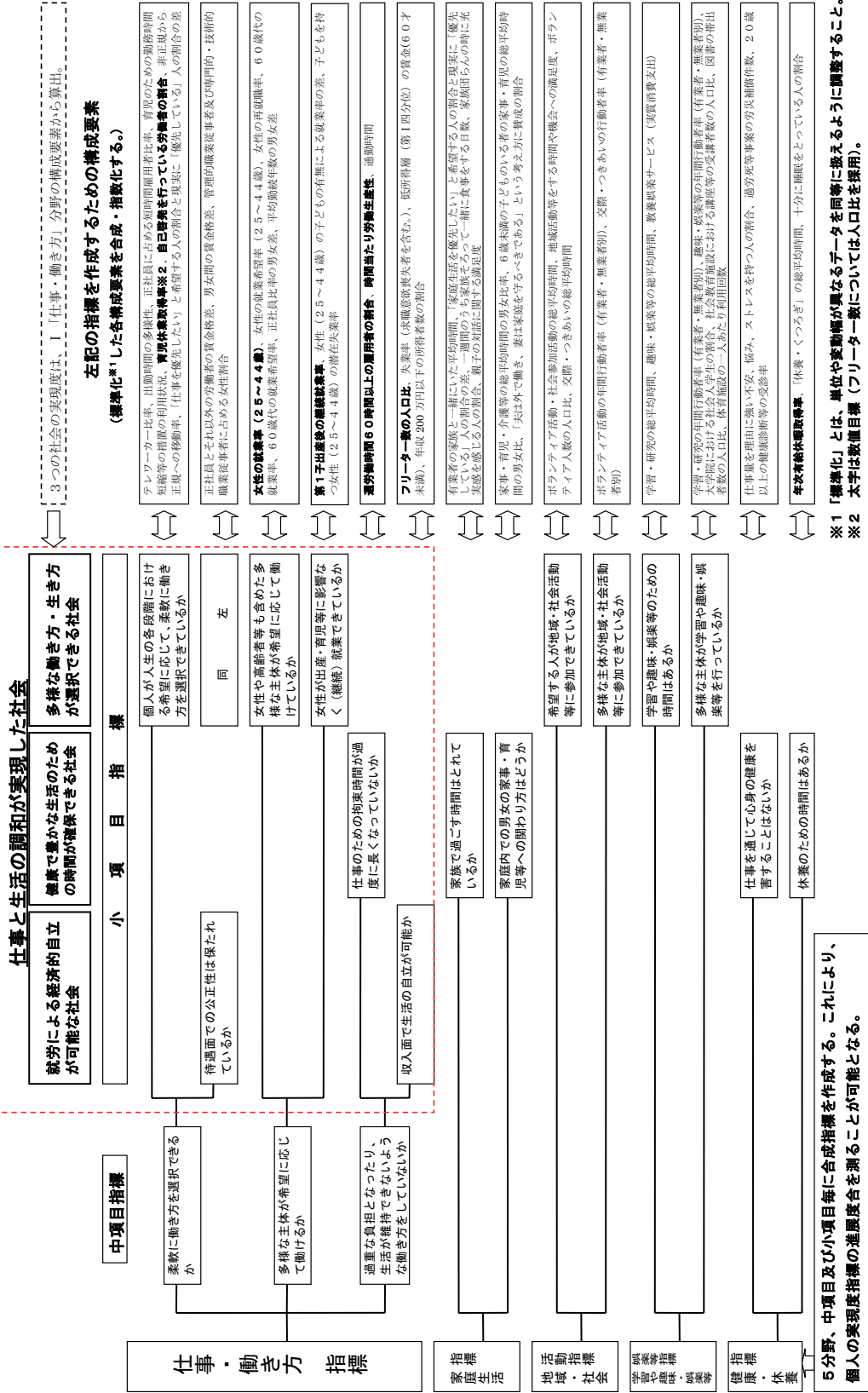
- (注1) 上記指標は、2002年を基準年として指数化したものであり(2002年=100)、各年の水準は、基準年と比較した相対的な状況を示している。
- (注2) 指数の上昇(低下)は、官民の取組みによる環境の整備状況が進展(後退)していることを意味する。
- (注3) 環境整備指標の更新方法については、毎年更新する。ただし、構成要素である統計データの公表時期を勘案し、2008年まで更新している。

# 「仕事と生活の調和」実現度指標の全体図

「仕事と生活の調和」実現度指標は、我が国の社会全体でみた①個人の暮らし全般に渡る仕事と生活の調和の実現状況と、②それを促進するための市民の取組による環境の整備状況を数量的に把握し、その進捗度合いを測定するものである。

## I. 個人の実現度指標

「個人の実現度指標」は、5分野毎に指標を測定する。各5分野毎に指標を測定する。中項目、小項目指標を行動指針における「仕事と生活の調和が実現した社会」で整理することにより、その状況を把握することが可能となる。なお、各指標は、本行動指針で定める数値目標のほか、仕事と生活の調和に関連する統計（構成要素）を合成することにより作成する。



## II. 環境整備指標

環境整備指標については、分野を設けず一つの指標として測定する。なお、同指標は、本行動指針で定める数値目標のほか、仕事と生活の調和に関連する統計（構成要素）を合成することにより作成する。

### 仕事と生活の調和が実現した社会

就労による経済的自立  
が可能な社会

収入面で自立する機会が設  
けられているか

健康で豊かな生活のため  
の時間が確保できる社会

働きながら様々な活動を行  
う機会が設けられているか

健康を維持するための機会  
が設けられているか

多様な働き方・生き方  
が選択できる社会

働き方・生き方を選べる機会  
が設けられているか

左記の指標を作成するための構成要素  
(標準化<sup>※1</sup>した各構成要素を合成、指数化する。)

公共職業安定所の求職者の就職率、離職者訓練終了後の就職率

労働時間等の課題について労働が話し合いの機会を設けている割合<sup>※2</sup>、長期休  
暇制度のある企業割合

メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合、健康づくりに取り組んでいる  
事業所割合

次世代法に基づく一般事業主行動計画策定・届出企業数、次世代法に基づく認定  
企業数、ワーク・ライフ・バランス実施企業を表彰する制度を設けている自治体  
割合、短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）、育児・介護  
のための勤務時間短縮等の措置の制度がある事業所の割合、育児・介護休業制度  
の規定あり事業所割合、子の看護休暇制度の法定有り事業所割合、正社員への転  
換制度がある事業所割合、リフレクティブ活動に対する支援・奨励制度がある企業割合、  
労働者の自己啓蒙を支援している事業所割合、社会人特別訓練実施回数、社会教  
育施設における学修・講座数、特定非営利活動法人認定数（累計）、シブバー人材  
センター会員数、公営給食の評価項目にワーク・ライフ・バランス取組を採用して  
いる自治体割合

地域での支援サービス等  
が設けられているか

保育サービスを提供している割合（3歳未満児）、児童福祉法に基づく特定市区町  
村も園の数、認定こども園の数、放課後児童クラブを提供している割合、放課後子ど  
も教室の実施箇所数、病児・病後児保育の実施箇所数、要介護・要支援認定者数  
に対する居宅介護（支援）サービス受給者数

合成指標を作成する。これにより、環境整備  
の進展度を測ることが可能となる。

※1 「標準化」とは、単位や変動幅が異なるデータを同等に換え  
るよう調整すること。

※2 太字は数値目標